

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通則</p> <p>（賦課課税方式に関する用語の意義）</p> <p>6 の 2 - 2 法第 6 条の 2 第 12 号に規定する賦課課税方式に関する用語の意義は、それぞれ次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 同号ニに規定する「一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税」とは、次のような関税をいう。</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ 保税蔵置場等に置かれた貨物が亡失し又は滅却されたため徴収する関税、保税作業等のため保税地域外に出された貨物が指定期間を過ぎてもその出された場所にあるため徴収する関税、保税展示場に入れられた貨物が許可期間の満了等の後も搬出その他の措置がされないため徴収する関税、交付前郵便物（法第 76 条第 2 第 1 項に規定する交付前郵便物をいう。後記 76 の 2 - 4 - 1、76 の 2 - 4 - 3 及び 76 の 2 - 4 - 4 において同じ。）が亡失し又は滅却されたため徴収する関税（法第 45 条第 1 項（第 36 条、<u>第 41 条の 5</u>、第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、第 61 条第 5 項（第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、第 62 条の 5、第 62 条の 6 第 1 項及び第 76 条の 2 第 1 項）</p> <p>ニ及びホ （省略）</p> <p>(3) 及び (4) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 関税の納付及び徴収</p> <p>（納税申告がされた貨物についての関税の徴収）</p> <p>9 の 10 - 5 納税申告がされた貨物の関税の納付は、一般的には法第 9 条第 1 項又は法第 9 条の 2 第 1 項から第 4 項までの規定により納付されることとなるが、このような貨物であっても輸入許可前に次に掲げる規定</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 通則</p> <p>（賦課課税方式に関する用語の意義）</p> <p>6 の 2 - 2 法第 6 条の 2 第 12 号に規定する賦課課税方式に関する用語の意義は、それぞれ次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 同号ニに規定する「一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税」とは、次のような関税をいう。</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ 保税蔵置場等に置かれた貨物が亡失し又は滅却されたため徴収する関税、保税作業等のため保税地域外に出された貨物が指定期間を過ぎてもその出された場所にあるため徴収する関税、保税展示場に入れられた貨物が許可期間の満了等の後も搬出その他の措置がされないため徴収する関税、交付前郵便物（法第 76 条第 2 第 1 項に規定する交付前郵便物をいう。後記 76 の 2 - 4 - 1、76 の 2 - 4 - 3 及び 76 の 2 - 4 - 4 において同じ。）が亡失し又は滅却されたため徴収する関税（法第 45 条第 1 項（第 36 条、<u>第 41 条の 3</u>、第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、第 61 条第 5 項（第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）、第 62 条の 5、第 62 条の 6 第 1 項及び第 76 条の 2 第 1 項）</p> <p>ニ及びホ （同左）</p> <p>(3) 及び (4) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 関税の納付及び徴収</p> <p>（納税申告がされた貨物についての関税の徴収）</p> <p>9 の 10 - 5 納税申告がされた貨物の関税の納付は、一般的には法第 9 条第 1 項又は法第 9 条の 2 第 1 項から第 4 項までの規定により納付されることとなるが、このような貨物であっても輸入許可前に次に掲げる規定</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に該当する場合には、それぞれ当該規定によりその関税を徴収することとなるので、留意する。</p> <p>（注）（省略）</p> <p>(1) 法第45条第1項（法第36条、<u>第41条の5</u>、第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）</p> <p>(2)～(4)（省略）</p> <p>（同一貨物について関税の徴収規定が競合する場合の取扱い）</p> <p>9の10-6 同一の外国貨物について関税の徴収規定が競合する場合の取扱いは、次による。ただし、裁判等の関係により先順位の関税の徴収が不確実と認められる場合においては、後順位の関税をまず徴収する。この場合において、判決の確定等により先順位の関税を徴収するに至ったときは、既に徴収している関税を過誤納金として還付する。</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p>(5) 法第45条第1項（法第36条、<u>第41条の5</u>、第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）の規定により保税蔵置場の許可を受けた者等から関税を徴収することができる場合において、同一貨物につき法第118条第5項又は第6項の規定により関税を徴収することとなったときは、これらの規定により徴収する関税が保税蔵置場の許可を受けた者等から徴収する関税に優先する。</p> <p>(6)（省略）</p>	<p>に該当する場合には、それぞれ当該規定によりその関税を徴収することとなるので、留意する。</p> <p>（注）（同左）</p> <p>(1) 法第45条第1項（法第36条、<u>第41条の3</u>、第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）</p> <p>(2)～(4)（同左）</p> <p>（同一貨物について関税の徴収規定が競合する場合の取扱い）</p> <p>9の10-6 同一の外国貨物について関税の徴収規定が競合する場合の取扱いは、次による。ただし、裁判等の関係により先順位の関税の徴収が不確実と認められる場合においては、後順位の関税をまず徴収する。この場合において、判決の確定等により先順位の関税を徴収するに至ったときは、既に徴収している関税を過誤納金として還付する。</p> <p>(1)～(4)（同左）</p> <p>(5) 法第45条第1項（法第36条、<u>第41条の3</u>、第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）の規定により保税蔵置場の許可を受けた者等から関税を徴収することができる場合において、同一貨物につき法第118条第5項又は第6項の規定により関税を徴収することとなったときは、これらの規定により徴収する関税が保税蔵置場の許可を受けた者等から徴収する関税に優先する。</p> <p>(6)（同左）</p>
<p style="text-align: center;">第3章 船舶及び航空機</p>	<p style="text-align: center;">第3章 船舶及び航空機</p>
<p>（外国貨物である船（機）用品の保税地域への戻入れ）</p> <p>23-8 積込みの承認を受けた船（機）用品をその承認に係る船舶等に積み込むため保税地域から搬出する場合には、後記 <u>34-1</u> の(1)のロの規定により、積込承認書（積込みの包括承認で、機用品の場合は積込包括承認書及び積込明細書、船用品（燃料に限る。）の場合は積込包括承認書）を倉主等に提示することとなるので留意する。</p> <p>また、船舶等への積込みの承認を受けた船（機）用品の全部又は一部がその承認に係る船舶等に積み込まれないこととなったため、これを保</p>	<p>（外国貨物である船（機）用品の保税地域への戻入れ）</p> <p>23-8 積込みの承認を受けた船（機）用品をその承認に係る船舶等に積み込むため保税地域から搬出する場合には、後記 <u>34の2-1（保税地域における事務処理手続）</u> の(1)のロの規定により、積込承認書（積込みの包括承認で、機用品の場合は積込包括承認書及び積込明細書、船用品（燃料に限る。）の場合は積込包括承認書）を倉主等に提示させることとなるので留意する。</p> <p>また、船舶等への積込みの承認を受けた船（機）用品の全部又は一部</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>税地域に戻入れする場合の手續等については、次により行うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前記 23-4 の(1)のなお書の規定により保税運送の承認を行つた船(機)用品が積残りとなり他税関(同一税関の支署、出張所を含む。)の保税地域に搬入するため返送する場合には、新たに保税運送の手續を必要とするが、手續については、積込承認書に必要事項を記入し、運送承認書と兼用とする等簡易な方法を講じて差し支えない。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>がその承認に係る船舶等に積み込まれないこととなったため、これを保税地域に戻入れする場合の手續等については、次により行うものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前記 23-4 の(1)のなお書の規定により保税運送の承認を行つた船(機)用品が積残りとなり他税関(同一税関の支署、出張所を含む。)の保税地域に搬入するため返送する場合には、新たに保税運送の手續を必要とするが、手續については、積込承認書に必要事項を記入し、運送承認書と兼用とする等簡易な方法を講じて差し支えない。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 総則</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 総則</p>
<p>(見本の一時持出しに係る包括許可の手續等)</p> <p>32-4 見本の一時持出しに係る包括許可(以下この項において「包括許可」という。)の手續等については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 包括許可を受けた者における事務処理</p> <p>イ 許可書の提示</p> <p>包括許可を受けた者が見本の一時持出し又は戻入れを行う場合は、上記(1)のイにより交付を受けた許可書(以下この項において「許可書」という。)の「確認欄」に一時持出し又は戻入れの年月日及び数量を記載の上、当該許可書を指定保税地域及び総合保税地域にあっては貨物を管理する者、その他の保税地域にあってはその被許可者(以下「倉主等」という。)に提示し、その確認を受けることを求めるものとする。</p> <p>なお、見本として持ち出した貨物について税関長の指定した一時持出しの期間内に残余の貨物と一括して輸入許可を受け、当該残余の貨物を保税地域から引き取る場合には、包括許可を受けた者に、許可書の「確認欄」に輸入許可の年月日及び番号を記載した上で、</p>	<p>(見本の一時持出しに係る包括許可の手續等)</p> <p>32-4 見本の一時持出しに係る包括許可(以下この項において「包括許可」という。)の手續等については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 包括許可を受けた者における事務処理</p> <p>イ 許可書の提示</p> <p>包括許可を受けた者が見本の一時持出し又は戻入れを行う場合は、上記(1)のイにより交付を受けた許可書(以下この項において「許可書」という。)の「確認欄」に一時持出し又は戻入れの年月日及び数量を記載の<u>うえ</u>、当該許可書を指定保税地域及び総合保税地域にあっては貨物を管理する者、その他の保税地域にあってはその被許可者(以下「倉主等」という。)に提示し、その確認を受けさせるものとする。</p> <p>なお、見本として持ち出した貨物について税関長の指定した一時持出しの期間内に残余の貨物と一括して輸入許可を受け、当該残余の貨物を保税地域から引き取る場合には、包括許可を受けた者に、許可書の「確認欄」に輸入許可の年月日及び番号を記載させた<u>うえ</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>当該許可書を倉主等に提示し、その確認を<u>受けることを求めるもの</u>とする。</p> <p>ロ 持出限度数量を超える見本の持出し 1 回当たりの持出限度数量として指定された数量を超える貨物を見本として持ち出そうとする場合には、包括許可を受けた者に、許可書の「確認欄」に一時持出しの年月日及び数量を記載した上で、当該許可書を税関職員に提示し、あらかじめその確認を<u>受けることを求めるもの</u>とする。</p> <p>ハ 許可書の返納 包括許可の期間が満了した場合又は見本として持ち出された貨物の数量の合計が包括許可の数量を超えることとなる場合には、包括許可を受けた者に、速やかに許可書を当該許可した税関に<u>返納することを求めるもの</u>とする。</p> <p>(3) 保税地域における事務処理</p> <p>イ 対査確認、記帳等</p> <p>(イ) 包括許可に係る見本の一時持出し又は戻入れに際しては、倉主等に後記 <u>34-1 及び 34 の 2-1</u> に規定するところにより、対査確認、記帳等を行うことを求めるものとする。</p> <p>(ロ) 包括許可に係る見本の一時持出し又は戻入れに際し、倉主等が後記 <u>34-1</u> の(1)のイの(ハ)に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めるときは、直ちにその内容を保税取締部門に連絡するようしようようする。</p> <p>(ハ) 倉主等が包括許可を受けた場合においては、見本の一時持出し又は戻入れの事績を記載した許可書又はその写しを当該許可に係る保税地域に保管することにより、<u>法第 34 条及び法第 61 条の 3</u>（法第 62 条の 7 の規定により保税展示場について準用する場合を含む。）に規定する帳簿に代えて差し支えない。</p> <p>ロ 許可書の確認 上記イにより対査確認を<u>行った</u>場合には、倉主等により提示された許可書の「倉主等確認欄」に記名することを求めるものとする。記名に代えて押印としても差し支えない。 なお、上記(2)のイのなお書により許可書の提示が行われた場合も</p>	<p>で、当該許可書を倉主等に提示し、その確認を<u>受けさせるもの</u>とする。</p> <p>ロ 持出限度数量を超える見本の持出し 1 回当たりの持出限度数量として指定された数量を超える貨物を見本として持ち出そうとする場合には、包括許可を受けた者に、許可書の「確認欄」に一時持出しの年月日及び数量を記載させ<u>たうえで</u>、当該許可書を税関職員に提示し、あらかじめその確認を<u>受けさせるもの</u>とする。</p> <p>ハ 許可書の返納 包括許可の期間が満了した場合又は見本として持ち出された貨物の数量の合計が包括許可の数量を超えることとなる場合には、包括許可を受けた者に、速やかに許可書を当該許可した税関に<u>返納させるもの</u>とする。</p> <p>(3) 保税地域における事務処理</p> <p>イ 対査確認、記帳等</p> <p>(イ) 包括許可に係る見本の一時持出し又は戻入れに際しては、倉主等に後記 <u>34 の 2-1</u>（保税地域における事務処理手続）に規定するところにより、対査確認、記帳等を行わせるものとする。</p> <p>(ロ) 包括許可に係る見本の一時持出し又は戻入れに際し、倉主等が後記 <u>34 の 2-1</u>（保税地域における事務処理手続）の(1)のイの(ハ)に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めるときは、直ちにその内容を保税取締部門に連絡するようしようようする。</p> <p>(ハ) 倉主等が包括許可を受けた場合においては、見本の一時持出し又は戻入れの事績を記載した許可書又はその写しを当該許可に係る保税地域に保管することにより、<u>法第 34 条の 2 及び法第 61 条の 3</u>（法第 62 条の 7 の規定により保税展示場について準用する場合を含む。）に規定する帳簿に代えて差し支えない。</p> <p>ロ 許可書の確認 上記イにより対査確認を<u>行った</u>場合には、倉主等により提示された許可書の「倉主等確認欄」に記名させるものとする。記名に代えて押印としても差し支えない。 なお、上記(2)のイのなお書により許可書の提示が行われた場合も</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>同様とする。</p> <p>（外国貨物の廃棄の意義及び取扱い）</p> <p><u>33-1</u> 法第 33 条本文に規定する「外国貨物の廃棄」の意義及びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>（記帳義務者）</p> <p><u>34-2</u> 法第 34 条に規定する「貨物を管理する者」とは、指定保税地域及び総合保税地域にあつては当該保税地域において貨物を管理する者をいい、保税蔵置場にあつては法第 42 条第 1 項の許可を受けた者又は法第 50 条第 1 項の届出をした者をいう。</p> <p>（保税地域における貨物についての帳簿）</p> <p><u>34-3</u> 法第 34 条の規定により貨物を管理する者が設けることとされている帳簿は、令第 29 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を設ける必要はなく、倉主等の営業用の帳簿又は保管カードに所要の事項を追記したものであつても差し支えない。この場合においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物である旨を明らかにして表示するものとする。</p> <p>なお、総合保税地域（法第 62 条の 8 第 1 項第 2 号に掲げる行為を行う施設に限る。）における貨物を管理する者が設けることとされている帳簿については、後記 61 の 3-1 の(5)から(7)までの規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p>また、帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあつては、当該保税業務検査を受けた日）（法第 50 条第 1 項に規定する承認を受けた者に係る同項の届出を行った場所にあつては 1 年を経過する日）までとする。</p> <p>（電磁的記録による帳簿の保存）</p> <p><u>34-4</u> 法第 34 条の規定により貨物を管理する者が設けることとされてい</p>	<p>同様とする。</p> <p>（外国貨物の廃棄の意義及び取扱い）</p> <p><u>34-1</u> 法第 34 条本文に規定する「外国貨物の廃棄」の意義及びその取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>（記帳義務者）</p> <p><u>34 の 2-2</u> 法第 34 条の 2 に規定する「貨物を管理する者」とは、指定保税地域及び総合保税地域にあつては当該保税地域において貨物を管理する者をいい、保税蔵置場にあつては法第 42 条第 1 項の許可を受けた者又は法第 50 条第 1 項の届出をした者をいう。</p> <p>（保税地域における貨物についての帳簿）</p> <p><u>34 の 2-3</u> 法第 34 条の 2 の規定により貨物を管理する者が設けることとされている帳簿は、令第 29 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を設ける必要はなく、倉主等の営業用の帳簿又は保管カードに所要の事項を追記したものであつても差し支えない。この場合においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物である旨を明らかにして表示するものとする。</p> <p>なお、総合保税地域（法第 62 条の 8 第 1 項第 2 号に掲げる行為を行う施設に限る。）における貨物を管理する者が設けることとされている帳簿については、後記 61 の 3-1 の(5)から(7)までの規定に準じて取り扱うものとする。</p> <p>また、帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して 2 年を経過する日（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあつては、当該保税業務検査を受けた日）（法第 50 条第 1 項に規定する承認を受けた者に係る同項の届出を行った場所にあつては 1 年を経過する日）までとする。</p> <p>（電磁的記録による帳簿の保存）</p> <p><u>34 の 2-4</u> 法第 34 条の 2 の規定により貨物を管理する者が設けること</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>る帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。以下同じ。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年財務省令第 16 号）（以下この項において「主務省令」という。）によるほか、次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>（貨物の蔵置方法）</p> <p><u>34-5</u> 保税地域に蔵置されている外国貨物又は輸出しようとする貨物については、内国貨物と混合することのないように、原則としてその積載船（機）名、品名、個数、数量及び搬入した年月日、その他必要な事項についての表示を付けた上、区分して蔵置するとともに、危険物（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）別表に掲げる発火性又は引火性のある貨物）又は他の貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれのある貨物については、更に一般貨物と区分して蔵置するよう指導する。水面貯木場等で表示が困難な場合には、蔵置状況がわかるような措置を講じるものとする。</p> <p>なお、貴重品その他盗難等のおそれの多い貨物については、特別の保管施設を設けてその施設内に蔵置するものとする。</p> <p>（貨物の記号、番号が許可書、承認書等の記号、番号と異なる場合の取扱い）</p> <p><u>34-6</u> （省略）</p> <p>（輸出貨物等の許可前はしけ積み等の取扱い）</p> <p><u>34-7</u> （省略）</p> <p>（外国籍船舶の修理、改装のために使用する資材の搬出入に係る帳簿及びその記帳）</p> <p><u>34-8</u> 造船所内の保税蔵置場における外国籍船舶の修理、改装用資材の</p>	<p>とされている帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。以下同じ。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年財務省令第 16 号）（以下この項において「主務省令」という。）によるほか、次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>（貨物の蔵置方法）</p> <p><u>34 の 2-6</u> 保税地域に蔵置されている外国貨物又は輸出しようとする貨物については、内国貨物と混合することのないように、原則としてその積載船（機）名、品名、個数、数量及び搬入した年月日、その他必要な事項についての表示を付けた上、区分して蔵置するとともに、危険物（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）別表に掲げる発火性又は引火性のある貨物）又は他の貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれのある貨物については、更に一般貨物と区分して蔵置するよう指導する。水面貯木場等で表示が困難な場合には、蔵置状況がわかるような措置を講じるものとする。</p> <p>なお、貴重品その他盗難等のおそれの多い貨物については、特別の保管施設を設けてその施設内に蔵置するものとする。</p> <p>（貨物の記号、番号が許可書、承認書等の記号、番号と異なる場合の取扱い）</p> <p><u>34 の 2-7</u> （同左）</p> <p>（輸出貨物等の許可前はしけ積み等の取扱い）</p> <p><u>34 の 2-8</u> （同左）</p> <p>（外国籍船舶の修理、改装のために使用する資材の搬出入に係る帳簿及びその記帳）</p> <p><u>34 の 2-10</u> 造船所内の保税蔵置場における外国籍船舶の修理、改装用資</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>搬出入に係る帳簿及びその記帳は、次により<u>行うよう求めるものとする</u>。</p> <p>(1) 造船所内の保税蔵置場における修理、改装用資材に係る<u>法第 34 条</u>に規定する帳簿は、他の資材に係る帳簿と明確に区分するため、修理、改装のために<u>入きよ</u>又は艀装岸壁に接岸した外国籍船舶ごとに別冊とし、「<u>関税法基本通達 34-8 扱い</u>」と標記することを求めるものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の帳簿への記帳は、次による。</p> <p>イ 搬入については、修理、改装用資材について輸出等申告をすることが<u>確実となった時点</u>において、品名及び数量等を一括記帳することを求めるものとする。</p> <p>ロ 搬出については、修理、改装用資材の搬出の日（輸出等許可の日と同一の日とする。）のみを記帳し、その他の記帳を必要とする事項については、輸出等許可書又はその写しの貼付を<u>もって記帳に代えて差し支えない</u>。</p> <p>（派出された税関職員が処理できる事務の範囲）</p> <p>35-3 法第 35 条の規定に基づき保税地域に派出された税関職員に処理させることができる事務の範囲は、次に掲げるものとし、税関長は、保税地域の実情に応じてこれらの事務の全部又は一部を処理させるものとする。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 外国貨物の廃棄の届出の受理（<u>法第 33 条</u>）及び外国貨物の滅却の承認（法第 45 条）</p> <p>(4)～(17) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 指定保税地域</p> <p>（財務大臣による指定又は取消しに関する手続）</p> <p>37-4 法第 37 条第 1 項から第 4 項までの規定により財務大臣が行う指定保税地域の指定又は指定の取消しに関する手続については、次による。</p> <p>(1) 法第 37 条第 3 項の規定による協議は、財務大臣に代わって税関長が</p>	<p>材の搬出入に係る帳簿及びその記帳は、次により<u>行わせる</u>。</p> <p>(1) 造船所内の保税蔵置場における修理、改装用資材に係る<u>法第 34 条の 2 《記帳義務》</u>に規定する帳簿は、他の資材に係る帳簿と明確に区分するため、修理、改装のために<u>入きよ</u>又は艀装岸壁に接岸した外国籍船舶ごとに別冊と<u>させ</u>、「<u>関税法基本通達 34 の 2-10 扱い</u>」と標記させる。</p> <p>(2) 上記(1)の帳簿への記帳は、次による。</p> <p>イ 搬入については、修理、改装用資材について輸出等申告をすることが<u>確実となった時点</u>において、品名及び数量等を一括記帳<u>させる</u>。</p> <p>ロ 搬出については、修理、改装用資材の搬出の日（輸出等許可の日と同一の日とする。）のみを記帳し、その他の記帳を必要とする事項については、輸出等許可書又はその写しの貼付を<u>もって記帳に代えて差し支えない</u>。</p> <p>（派出された税関職員が処理できる事務の範囲）</p> <p>35-3 法第 35 条の規定に基づき保税地域に派出された税関職員に処理させることができる事務の範囲は、次に掲げるものとし、税関長は、保税地域の実情に応じてこれらの事務の全部又は一部を処理させるものとする。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 外国貨物の廃棄の届出の受理（<u>法第 34 条</u>）及び外国貨物の滅却の承認（法第 45 条）</p> <p>(4)～(17) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 指定保税地域</p> <p>（財務大臣による指定又は取消しに関する手続）</p> <p>37-4 法第 37 条第 1 項から第 4 項までの規定により財務大臣が行う指定保税地域の指定又は指定の取消しに関する手続については、次による。</p> <p>(1) 法第 37 条第 3 項の規定による協議は、財務大臣に代わって税関長が</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>行うものとし、同項の規定による公聴会は、規則第 3 条の 2 の規定に従い税関長を主宰者として開くものとする。</p> <p>なお、税関支署の管轄する指定保税地域の指定又は指定の取消しについても同様とする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 公聴会が終了したときは、税関長は、規則第 3 条の 2 第 7 項の規定による調書を作成し、指定又は取消しに関する税関長の意見を付して財務大臣あてに送付するものとする。</p> <p>(税関長による指定又は取消しに関する手続)</p> <p>37-6 法第 37 条第 5 項の規定による権限の委任に基づき税関長が行う指定保税地域の指定又は指定の取消しに関する手続については、次による。</p> <p>(1) 法第 37 条第 3 項の規定による協議は、財務大臣から委任された権限に基づき、税関長が行うものとし、同項の規定による公聴会は、規則第 3 条の 2 の規定に従い税関長が主宰者として開くものとする。</p> <p>(2)~(4) (省略)</p> <p>(「利害関係者」及び「参考人」の意義)</p> <p>37-8 法第 37 条第 3 項にいう「利害関係がある者」及び規則第 3 条の 2 第 3 項にいう「参考人」の意義については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 規則第 3 条の 2 第 3 項にいう「参考人」とは、学識経験者のうち同項の公聴会の主宰者である税関長が適当と認める者をいう。</p> <p>(「貨物管理者」の意義)</p> <p>41の 4-1 法第 41 条の 4 第 1 項に規定する「貨物管理者」とは、外国貨物又は輸出しようとする貨物に関する入庫、保管、出庫その他の貨物の管理を自らが主体となって行う者であり、法第 34 条に規定する記帳義務及び法第 45 条の規定を読み替えて準用する法第 41 条の 5 の規定により関税を納付する義務を負う者をいう。</p> <p>なお、指定保税地域の借受者等が当該指定保税地域における業務を他</p>	<p>行うものとし、同項の規定による公聴会は、規則第 4 条の規定に従い税関長を主宰者として開くものとする。</p> <p>なお、税関支署の管轄する指定保税地域の指定又は指定の取消しについても同様とする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 公聴会が終了したときは、税関長は、規則第 4 条第 7 項の規定による調書を作成し、指定又は取消しに関する税関長の意見を付して財務大臣あてに送付するものとする。</p> <p>(税関長による指定又は取消しに関する手続)</p> <p>37-6 法第 37 条第 5 項の規定による権限の委任に基づき税関長が行う指定保税地域の指定又は指定の取消しに関する手続については、次による。</p> <p>(1) 法第 37 条第 3 項の規定による協議は、財務大臣から委任された権限に基づき、税関長が行うものとし、同項の規定による公聴会は、規則第 4 条の規定に従い税関長が主宰者として開くものとする。</p> <p>(2)~(4) (同左)</p> <p>(「利害関係者」及び「参考人」の意義)</p> <p>37-8 法第 37 条第 3 項にいう「利害関係がある者」及び規則第 4 条第 3 項にいう「参考人」の意義については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 規則第 4 条第 3 項にいう「参考人」とは、学識経験者のうち同項の公聴会の主宰者である税関長が適当と認める者をいう。</p> <p>(「貨物管理者」の意義)</p> <p>41の 2-1 法第 41 条の 2 第 1 項に規定する「貨物管理者」とは、外国貨物又は輸出しようとする貨物に関する入庫、保管、出庫その他の貨物の管理を自らが主体となって行う者であり、法第 34 条の 2 に規定する記帳義務及び法第 45 条の規定を読み替えて準用する法第 41 条の 3 の規定により関税を納付する義務を負う者をいう。</p> <p>なお、指定保税地域の借受者等が当該指定保税地域における業務を他</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の者に委託している場合には、必要に応じ、業務委託に関する契約書等の写しを提出させ、これにより貨物管理者を確認するものとする。</p>	<p>の者に委託している場合には、必要に応じ、業務委託に関する契約書等の写しを提出させ、これにより貨物管理者を確認するものとする。</p>
<p>（貨物管理者の納付義務等）</p>	<p>（貨物管理者の納付義務等）</p>
<p><u>41の5-1</u> 法第41条の5において準用する法第45条の規定の適用については、後記45-1から45-3までの規定の取扱いに準ずる。この場合において、45-2中「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、45-3中「蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「管理していた貨物管理者」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「当該指定保税地域」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>41の3-1</u> 法第41条の3《保税蔵置場についての規定の準用》において準用する法第45条《保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務》の規定の適用については、後記45-1から45-3までの規定の取扱いに準ずる。この場合において、45-2中「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、45-3中「蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「管理していた貨物管理者」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「当該指定保税地域」と読み替えるものとする。</p>
<p>なお、2人以上の者が共同で貨物の管理を行っている場合において、外国貨物を亡失した場合の届出義務、又は外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）に係る関税の納付義務は、共同で貨物を管理している者が連帯して負うものとする。この場合において、税関に対する届出書類その他により亡失又は滅却された貨物の保管責任を有する貨物管理者がそのいずれかであることが明らかであるときは、その貨物管理者から外国貨物の亡失に係る届出を行わせ又は関税を納付させるものとする。</p>	<p>なお、2人以上の者が共同で貨物の管理を行っている場合において、外国貨物を亡失した場合の届出義務、又は外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）に係る関税の納付義務は、共同で貨物を管理している者が連帯して負うものとする。この場合において、税関に対する届出書類その他により亡失又は滅却された貨物の保管責任を有する貨物管理者がそのいずれかであることが明らかであるときは、その貨物管理者から外国貨物の亡失に係る届出を行わせ又は関税を納付させるものとする。</p>
<p>第3節 保税蔵置場</p>	<p>第3節 保税蔵置場</p>
<p>（保税蔵置場の許可の方針）</p>	<p>（保税蔵置場の許可の方針）</p>
<p>42-1 保税蔵置場の許可は、後記43-1に規定する各号の要件を充足する場合（後記43-4(2)のロ又はハに掲げる場合を除く。）に限り行うものとし、外国貨物の小売販売を目的とするものは、後記42-15及び42-16に規定する場合を除いて、許可を行わないものとする。</p>	<p>42-1 保税蔵置場の許可は、後記43-1に規定する各号の要件を充足する場合（後記43-3(2)のロ又はハに掲げる場合を除く。）に限り行うものとし、外国貨物の小売販売を目的とするものは、後記42-15及び42-16に規定する場合を除いて、許可を行わないものとする。</p>
<p>（通販貨物を蔵置する保税蔵置場における貨物管理）</p>	<p>（通販貨物を蔵置する保税蔵置場における貨物管理）</p>
<p>42-18 通販貨物（令第59条第1項第6号に該当する輸入貨物をいう。以下この項において同じ。）を蔵置する保税蔵置場における貨物管理は、次により取り扱うものとする。</p>	<p>42-18 通販貨物（令第59条第1項第6号に該当する輸入貨物をいう。以下この項において同じ。）を蔵置する保税蔵置場における貨物管理は、次により取り扱うものとする。</p>
<p>(1) 保税業務規則には、後記43-2に掲げる規定のほか、搬入から搬出</p>	<p>(1) 社内管理規定には、前記34の2-9に掲げる基本項目を参考とした</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>までの各段階における業務の処理及び税関手続の履行が大量の貨物に対して同時期に集中して行われることを勘案して、これらを適正に行うための次に掲げる手順、体制及び設備（以下この項において「手順等」という。）について詳細に規定することを求めるものとする。なお、これらの手順等の全部又は一部について詳細に規定された手順書がある場合には、当該手順書を税関に提出することにより、当該規定を<u>保税業務規則</u>の一部とみなして差し支えない。この場合において、当該規定の内容を変更したときは、変更後の当該手順書を遅滞なく税関に提出する必要があるので留意する。</p> <p>イ～ニ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>（保税蔵置場の許可の基準）</p> <p>43-1 保税蔵置場の許可に関する法第 43 条第 8 号から第 10 号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。</p> <p>(1) 人的要件</p> <p>申請に係る保税蔵置場の蔵置貨物の種類及び貨物取扱量並びにこれらに応じた業務内容から判定し、申請者が次の要件を備える者であること。</p> <p>イ 次に掲げる知識及び能力を十分に有すると認められる者</p> <p>なお、これらの知識及び能力を有しているかの審査については、原則として、<u>後記 43-2(1)ロ</u>に規定する貨物管理責任者から聴取等することにより行うものとする。ただし、申請に係る保税蔵置場が前記 42-18 に規定する通販貨物を蔵置する保税蔵置場である場合には、保税蔵置場の業務に携わる貨物管理責任者以外の従業者からも聴取等することにより審査するものとする。</p> <p>また、<u>同項(4)</u>に規定する教育訓練の実施状況についても併せて確認するものとする。</p> <p>(イ)～(ハ) （省略）</p> <p>(ニ) 下記(3)の要件を満たす施設において、<u>保税業務規則</u>に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全</p>	<p>規定のほか、搬入から搬出までの各段階における業務の処理及び税関手続の履行が大量の貨物に対して同時期に集中して行われることを勘案して、これらを適正に行うための次に掲げる手順、体制及び設備（以下この項において「手順等」という。）について詳細に規定することを求めるものとする。なお、これらの手順等の全部又は一部について詳細に規定された手順書がある場合には、当該手順書を税関に提出することにより、当該規定を<u>社内管理規定</u>の一部とみなして差し支えない。この場合において、当該規定の内容を変更したときは、変更後の当該手順書を遅滞なく税関に提出する必要があるので留意する。</p> <p>イ～ニ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>（保税蔵置場の許可の基準）</p> <p>43-1 保税蔵置場の許可に関する法第 43 条第 8 号から第 10 号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。</p> <p>(1) 人的要件</p> <p>申請に係る保税蔵置場の蔵置貨物の種類及び貨物取扱量並びにこれらに応じた業務内容から判定し、申請者が次の要件を備える者であること。</p> <p>イ 次に掲げる知識及び能力を十分に有すると認められる者</p> <p>なお、これらの知識及び能力を有しているかの審査については、原則として、<u>前記 34 の 2-9(2)ロ</u>に規定する貨物管理責任者から聴取等することにより行うものとする。ただし、申請に係る保税蔵置場が前記 42-18 に規定する通販貨物を蔵置する保税蔵置場である場合には、保税蔵置場の業務に携わる貨物管理責任者以外の従業者からも聴取等することにより審査するものとする。</p> <p>また、<u>同項(6)</u>に規定する教育訓練の実施状況についても併せて確認するものとする。</p> <p>(イ)～(ハ) （同左）</p> <p>(ニ) 下記(3)の要件を満たす施設において、<u>社内管理規定</u>に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力</p> <p>ロ （省略）</p> <p>（注） （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 施設の要件</p> <p>許可申請書に添付された<u>保税業務規則</u>に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るための体制が確保できる施設であること。また、当該施設につき、原則として、以下の措置が講じてあること。ただし、保税地域の立地場所、蔵置貨物の種類その他の事情を勘案し、当該措置を採ることが不可能又は不要な場合には、貨物の保全を図るため必要な範囲において適宜の措置が講じてあること。</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>(4) （省略）</p>	<p>を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力</p> <p>ロ （同左）</p> <p>（注） （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 施設の要件</p> <p>許可申請書に添付された<u>社内管理規定</u>に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るための体制が確保できる施設であること。また、当該施設につき、原則として、以下の措置が講じてあること。ただし、保税地域の立地場所、蔵置貨物の種類その他の事情を勘案し、当該措置を採ることが不可能又は不要な場合には、貨物の保全を図るため必要な範囲において適宜の措置が講じてあること。</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>(4) （同左）</p>
<p>（欠格条項に該当するかどうかの確認）</p> <p><u>43-3</u> 保税蔵置場の許可又は許可期間の更新の申請があった場合において、申請者が法第 43 条第 1 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの確認は次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 法第 43 条第 6 号</p> <p>上記(1)及び(2)に準ずるものとする。この場合において、代理人及び支配人とは、<u>前記 43-2(1)</u>のイに規定する総合責任者をいい、その他の主要な従業者とは、<u>同項(1)</u>のロからニまでに規定する貨物管理責任者、顧客（荷主）責任者、委託関係責任者をいう。後記 48-1 において同じ。</p>	<p>（欠格条項に該当するかどうかの確認）</p> <p><u>43-2</u> 保税蔵置場の許可又は許可期間の更新の申請があった場合において、申請者が法第 43 条第 1 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの確認は次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 法第 43 条第 6 号</p> <p>上記(1)及び(2)に準ずるものとする。この場合において、代理人及び支配人とは、<u>前記 34 の 2-9(2)</u>のイに規定する総合責任者をいい、その他の主要な従業者とは、<u>同 34 の 2-9(2)</u>のロからニまでに規定する貨物管理責任者、顧客（荷主）責任者、委託関係責任者をいう。後記 48-1 において同じ。</p>
<p>（欠格条項に該当する保税蔵置場）</p> <p><u>43-4</u> （省略）</p>	<p>（欠格条項に該当する保税蔵置場）</p> <p><u>43-3</u> （同左）</p>
<p>（貨物の収容能力の増加についての取扱い）</p> <p><u>44-1</u> 新たに保税蔵置場として利用しようとする建設物その他の施設が</p>	<p>（貨物の収容能力の増加についての取扱い）</p> <p><u>44-1</u> 新たに保税蔵置場として利用しようとする建設物その他の施設が</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>次の(1)及び(2)に該当するときは、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の貨物の収容能力を増加するものとして、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、届出により処理することとして差し支えない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 貨物の収容能力の増加分が、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の収容能力を超えないものであること又は保税業務規則若しくは法第 51 条第 3 号に規定する規則に変更をきたさないと認められる場合であること</p> <p>(外国貨物が亡失した場合の届出)</p> <p>45-3 法第 45 条第 3 項の規定による届出は、亡失した貨物を蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者から当該保税蔵置場を所轄する税関官署に「外国貨物亡失届」(C-3175)を 1 通提出させて行うものとする。</p> <p>また、当該外国貨物亡失届に警察署長、消防署長その他の公的機関が発行する災害等に関する証明書を添付した場合は、同条第 1 項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない事情」により当該貨物が亡失したものであるとしてその事実を認定するものとする。</p> <p>なお、輸出の許可を受けた貨物(定率法第 17 条、第 18 条、第 19 条又は第 19 条の 2 の規定の適用を受けた貨物を除く。)が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合の認定については、上記の証明書の添付を省略させて差し支えない。</p> <p>(許可の承継の承認手続等)</p> <p>48 の 2-1 令第 39 条の 2 の規定に基づく保税蔵置場の許可の承継の承認申請手続等は、次による。</p> <p>(1) 許可の承継の承認申請は、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認申請書」(C-3195) 1 通を税関に提出することを求めるものとする。なお、税関においてこれを認めたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承</p>	<p>次の(1)及び(2)に該当するときは、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の貨物の収容能力を増加するものとして、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、届出により処理することとして差し支えない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 貨物の収容能力の増加分が、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の収容能力を超えないものであること又は社内管理規定若しくは法第 51 条第 3 号に規定する規則に変更をきたさないと認められる場合であること</p> <p>(外国貨物が亡失した場合の届出)</p> <p>45-3 法第 45 条第 3 項《<u>外国貨物が亡失した場合の届出</u>》の規定による届出は、亡失した貨物を蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者から当該保税蔵置場を所轄する税関官署に「外国貨物亡失届」(C-3175)を 1 通提出させて行うものとする。</p> <p>また、当該外国貨物亡失届に警察署長、消防署長その他の公的機関が発行する災害等に関する証明書を添付した場合は、同条第 1 項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない事情」により当該貨物が亡失したものであるとしてその事実を認定するものとする。</p> <p>なお、輸出の許可を受けた貨物(定率法第 17 条《<u>再輸出免税</u>》、第 18 条《<u>再輸出減税</u>》、第 19 条《<u>輸出貨物の製造用原料品の減免、免税又はもどし税</u>》又は第 19 条の 2 《<u>課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又はもどし税</u>》の規定の適用を受けた貨物を除く。)が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合の認定については、上記の証明書の添付を省略させて差し支えない。</p> <p>(許可の承継の承認手続等)</p> <p>48 の 2-1 令第 39 条の 2 の規定に基づく保税蔵置場の許可の承継の承認申請手続等は、次による。</p> <p>(1) 許可の承継の承認申請は、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認申請書」(C-3195) 1 通を税関に提出することを求めるものとする。なお、税関においてこれを認めたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>継の承認書」(C-3196)を交付するものとし、承認しないこととしたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の不承認通知書」(C-3197)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(2) 令第 39 条の 2 第 3 項に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書類の取扱いについては、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 「その他参考となるべき書類」は、承継に係る保税蔵置場の許可の際に提出された前記 42-8 の(1)のニ又は(2)に掲げる書類のうち、内容に変更があるものについて提出するほか、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は保税蔵置場の業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合には、合併等が确实であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法第 467 条）、吸収合併契約（会社法第 749 条第 1 項）、新設合併契約（会社法第 753 条第 1 項）、吸収分割契約（会社法第 758 条）、新設分割計画（会社法第 763 条）等に係る書面の写し。）を提出するものとする。</p> <p>なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は当該業務を譲り受ける法人（登記内容に変更が生じた場合に限る。）にあつては、登記後速やかに登記事項証明書を提出するものとする。ただし、登記した旨を税関へ連絡し、税関職員が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、提出を要しないものとする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 合併等に係る許可の承継の承認の申請は、上記(3)に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行うものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(5) 上記(4)に規定する申請については、上記(2)に規定する合併等が确实</p>	<p>の承認書」(C-3196)を交付するものとし、承認しないこととしたときは、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の不承認通知書」(C-3197)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(2) 令第 39 条の 2 第 3 項に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書類の取扱いについては、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 「その他参考となるべき書類」は、承継に係る保税蔵置場の許可の際に提出された前記 42-8 の(2)に掲げる書類のうち、内容に変更があるものについて提出させるほか、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は保税蔵置場の業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合には、合併等が确实であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法第 467 条）、吸収合併契約（会社法第 749 条第 1 項）、新設合併契約（会社法第 753 条第 1 項）、吸収分割契約（会社法第 758 条）、新設分割計画（会社法第 763 条）等に係る書面の写し。）を提出させるものとする。</p> <p>なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は当該業務を譲り受ける法人（登記内容に変更が生じた場合に限る。）にあつては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。ただし、登記した旨を税関へ連絡し、税関職員が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、提出を要しないものとする。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 合併等に係る許可の承継の承認の申請は、上記(3)に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(5) 上記(4)に規定する申請については、上記(2)に規定する合併等が确实</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもって申請を行って差し支えない。</p> <p>(6) 保税蔵置場の許可の承継の承認を受けようとする者（相続人又は合併若しくは分割しようとする法人又は保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者）が同一税関管轄内に複数の保税蔵置場の許可を有する場合で、これら複数の保税蔵置場の全部又は一部につき許可の承継の承認の申請を行おうとする場合には、承継に係る保税蔵置場につき一括して上記(1)の申請を行って差し支えない。</p> <p>なお、この場合において、承認申請書に添付する書類の提出部数は、保税蔵置場ごとに内容が異なる場合を除き 1 部とする。</p> <p>(7) （省略）</p> <p>（欠格条項の確認）</p> <p>48 の 2 - 3 保税蔵置場の許可の承継の承認申請があった場合において、申請者について法第 43 条第 1 号から第 7 号までに掲げる欠格条件に該当するかどうかの確認は、前記 <u>43-3</u> に準じて行うものとする。</p> <p>（許可の承継の際に付す条件の取扱い）</p> <p>48 の 2 - 4 令第 39 条の 2 第 4 項に基づき、<u>許可に付されていた条件</u>を取り消し、変更し、又は、新たに条件を付す場合には、前記 42-11 に準ずることとし、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認書」（C-3196）に変更等の行われた条件を記載のうえ交付するものとする。</p> <p>なお、条件の変更等を行わない場合には、承継に係る保税蔵置場に付されていた条件がそのまま付されていることとなるので留意する。</p> <p>（届出の取扱い）</p> <p>50-1 法第 50 条第 1 項の規定に基づく届出の取扱いは、次による。</p> <p>(1)~(5) （省略）</p> <p>(6) 上記(5)なお書きにより申出書を受理した所轄税関は、前記 42-8、</p>	<p>であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもって申請を行わせて差し支えない。</p> <p>(6) 保税蔵置場の許可の承継の承認を受けようとする者（相続人又は合併若しくは分割しようとする法人又は保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者）が同一税関管轄内に複数の保税蔵置場の許可を有する場合で、これら複数の保税蔵置場の全部又は一部につき許可の承継の承認の申請を行おうとする場合には、承継に係る保税蔵置場につき一括して上記(1)の申請を行わせて差し支えない。</p> <p>なお、この場合において、承認申請書に添付する書類の提出部数は、保税蔵置場ごとに内容が異なる場合を除き 1 部とする。</p> <p>(7) （同左）</p> <p>（欠格条項の確認）</p> <p>48 の 2 - 3 保税蔵置場の許可の承継の承認申請があった場合において、申請者について法第 43 条第 1 号から第 7 号までに掲げる欠格条件に該当するかどうかの確認は、前記 <u>43-2</u>（欠格条項に該当するかどうかの確認）に準じて行うものとする。</p> <p>（許可の承継の際に付す条件の取扱い）</p> <p>48 の 2 - 4 令第 39 条の 2 第 4 項《<u>承継の際の条件変更</u>》に基づき、<u>許可の際に付されていた条件</u>を取り消し、変更し、又は、新たに条件を付す場合には、前記 42-11 に準ずることとし、「保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認書」（C-3196）に変更等の行われた条件を記載のうえ交付するものとする。</p> <p>なお、条件の変更等を行わない場合には、承継に係る保税蔵置場に付されていた条件がそのまま付されていることとなるので留意する。</p> <p>（届出の取扱い）</p> <p>50-1 法第 50 条第 1 項の規定に基づく届出の取扱いは、次による。</p> <p>(1)~(5) （同左）</p> <p>(6) 上記(5)なお書きにより申出書を受理した所轄税関は、前記 42-8、</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>42-10、42-11 及び 42-13 並びに 43-1 から <u>43-4</u> までの規定に準じて処理するものとするが、添付書類の提出は、<u>保税業務規則</u>を除き、原則として省略して差し支えない。なお、この場合において、上記(5)による申出を認めた場合には、「保税蔵置場許可書」（C-3130）を申請者に交付するものとし、当該申出を認めないこととしたときは、「保税蔵置場不許可通知書」（C-3135）により申請者に通知する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 保税工場</p> <p>（「混合」の意義）</p> <p>56-4 法第 56 条第 1 項に規定する「混合」とは、品質又は種類の異なる 2 以上の貨物を混じて原状を識別できないものとし、又は経済的に原状に回復し難い程度のものにすることをいう。ただし、<u>前記 42-3 及び 42-4（後記 62 の 15-2 の規定により総合保税地域に準用する場合を含む。）並びに後記 56-6 及び 56-7 の規定による同時蔵置は、ここでいう混合には当たらないものとして取り扱うことになるので、留意する。</u></p> <p>（保税工場における記帳義務）</p> <p>61 の 3-1 法第 61 条の 3 の規定により保税工場の許可を受けた者が設けることとされる帳簿の記帳等については、次によるものとする。</p> <p>(1)～(7) （省略）</p> <p>(8) 帳簿を電磁的記録により保存する場合の取扱いは、<u>前記 34-4 に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(9) 造船所内の保税工場における外国籍船舶の修理、改装用資材の搬出入に係る帳簿及びその記帳は、<u>前記 34-8 に準ずる。</u> この場合において、「<u>法第 34 条</u>」とあるのは「法第 61 条の 3」と、「<u>関税法基本通達 34-8 扱い</u>」とあるのは、「<u>関税法基本通達 61 の 3-1 扱い</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) （省略）</p>	<p>42-10、42-11 及び 42-13 並びに 43-1 から <u>43-3</u> までの規定に準じて処理するものとするが、添付書類の提出は、<u>社内管理規定</u>を除き、原則として省略して差し支えない。なお、この場合において、上記(5)による申出を認めた場合には、「保税蔵置場許可書」（C-3130）を申請者に交付するものとし、当該申出を認めないこととしたときは、「保税蔵置場不許可通知書」（C-3135）により申請者に通知する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 保税工場</p> <p>（「混合」の意義）</p> <p>56-4 法第 56 条第 1 項 <u>《保税工場の許可》</u> に規定する「混合」とは、品質又は種類の異なる 2 以上の貨物を混じて原状を識別できないものとし、又は経済的に原状に回復し難い程度のものにすることをいう。ただし、<u>前記 42-3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）、42-4（保税蔵置場における同時蔵置の特例）、後記 56-6 又は後記 56-7 の規定（後記 62 の 15-2（その他の規定の準用）の規定により準用される前記 42-3 及び 42-4 を含む。）による同時蔵置は、ここでいう混合には当たらないものとして取り扱うことになるので、留意する。</u></p> <p>（保税工場における記帳義務）</p> <p>61 の 3-1 法第 61 条の 3 の規定により保税工場の許可を受けた者が設けることとされる帳簿の記帳等については、次によるものとする。</p> <p>(1)～(7) （同左）</p> <p>(8) 帳簿を電磁的記録により保存する場合の取扱いは、<u>前記 34 の 2-4 に準じて取り扱うものとする。</u></p> <p>(9) 造船所内の保税工場における外国籍船舶の修理、改装用資材の搬出入に係る帳簿及びその記帳は、<u>前記 34 の 2-10 に準ずる。</u> この場合において、「<u>法第 34 条の 2</u>」とあるのは「法第 61 条の 3」と、「<u>関税法基本通達 34 の 2-10 扱い</u>」とあるのは、「<u>関税法基本通達 61 の 3-1 扱い</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) （同左）</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 5 節 保税展示場</p> <p>（記帳義務）</p> <p>62 の 7 - 2 法第 62 条の 7 において準用する法第 61 条の 3 の規定による帳簿については、次による。</p> <p>(1) 帳簿は、令第 51 条の 7 第 2 項の規定により、展示等承認書、販売物品等使用状況報告書、保税展示場外使用許可書、輸入許可書、輸入許可前引取承認書、保税運送承認書、展示等承認貨物積戻し許可書、外国貨物廃棄届、滅却（廃棄）承認書及び亡失の届出書又はこれらの写し等により代用させることができる。</p> <p>(2) 帳簿を電磁的記録により保存する場合の取扱いは、前記<u>34 - 4</u>に準じて取り扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 運送</p> <p>（運送貨物の到着の確認）</p> <p>63 - 13 保税運送された輸入貨物が運送先の保税地域に到着したときは、倉主等は前記 <u>34 - 1</u> の(1)のイにより処理するものとする。この場合において、税関職員による運送承認書写しへの確認印の押なつは、倉主等からの当該運送承認書写しの提出を受けた日に行うものとし、発送地税関における到着の事実に関する処理については、倉主等が当該運送承認書写しに記載した到着年月日等の内容をもって、到着の事実があったものとして処理するものとする。また、運送先が保税地域以外の場合並びに保税運送された貨物が前記 63 - 6 の(4)の「要確認」の貨物及び(5)の「要施封」の貨物である場合には、運送先についての事務を行う税関職員は、到着した運送貨物の異常の有無を確認した上、運送承認書写しに到着年月日並びに到着した貨物の数量及び異常の有無を記載して、運送承認書写しを後記 63 - 14 及び 63 - 15 の区分に従い運送申告者又はこれに代わる者に交付し、又は発送地税関に返送する。</p> <p>なお、運送された貨物に重大な異常があった場合においては、到着地</p>	<p style="text-align: center;">第 5 節 保税展示場</p> <p>（記帳義務）</p> <p>62 の 7 - 2 法第 62 条の 7 <u>《保税蔵置場等についての準用》</u>において準用する法第 61 条の 3 <u>《記帳義務》</u>の規定による帳簿については、次による。</p> <p>(1) 帳簿は、令第 51 条の 7 第 2 項<u>《帳簿の代用》</u>の規定により、展示等承認書、販売物品等使用状況報告書、保税展示場外使用許可書、輸入許可書、輸入許可前引取承認書、保税運送承認書、展示等承認貨物積戻し許可書、外国貨物廃棄届、滅却（廃棄）承認書及び亡失の届出書又はこれらの写し等により代用させることができる。</p> <p>(2) 帳簿を電磁的記録により保存する場合の取扱いは、前記 <u>34 の 2 - 4</u>（<u>電磁的記録による帳簿の保存</u>）に準じて取り扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 運送</p> <p>（運送貨物の到着の確認）</p> <p>63 - 13 保税運送された輸入貨物が運送先の保税地域に到着したときは、倉主等は前記 <u>34 の 2 - 1</u>（<u>保税地域における事務処理手続</u>）の(1)のイにより処理するものとする。この場合において、税関職員による運送承認書写しへの確認印の押なつは、倉主等からの当該運送承認書写しの提出を受けた日に行うものとし、発送地税関における到着の事実に関する処理については、倉主等が当該運送承認書写しに記載した到着年月日等の内容をもって、到着の事実があったものとして処理するものとする。また、運送先が保税地域以外の場合並びに保税運送された貨物が前記 63 - 6 の(4)の「要確認」の貨物及び(5)の「要施封」の貨物である場合には、運送先についての事務を行う税関職員は、到着した運送貨物の異常の有無を確認した上、運送承認書写しに到着年月日並びに到着した貨物の数量及び異常の有無を記載して、運送承認書写しを後記 63 - 14 及び 63 - 15 の区分に従い運送申告者又はこれに代わる者に交付し、又は発送地税関に返送する。</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>税関は、異常のあった貨物の品名、数量等について必要に応じ電話等をもって速やかに発送地税関に連絡するものとする。</p> <p>（運送目録の記載事項等）</p> <p>63の 2 - 7 令第55条の 4 第 1 項後段の規定に基づき、次の保税地域相互間（<u>規則第 7 条の 2 の 3</u>に該当する保税地域に限る。）の特定保税運送については、法第63条の 2 第 2 項に規定する運送目録の記載事項のうち、記号、番号、個数等必要がないと認める事項の記載を極力省略し、特定保税運送者の負担とならないよう努めることとする。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 1 節の 2 輸出申告の特例</p> <p>（特例輸出貨物に係る取扱いの準用）</p> <p>67の 5 - 1 法第67条の 5 の規定により特例輸出貨物について準用される<u>法第33条本文及び法第45条第 3 項の規定の適用については、前記33-1</u>（同項の(2)のただし書及び(4)を除く。）及び45-3 の規定に準じて取り扱うものとする。この場合において、<u>33-1</u>の(2)の本文中「外国貨物を廃棄」とあるのは「特例輸出貨物を廃棄」と、「提出」とあるのは「輸出の許可をした税関官署に提出」と、45-3 中「亡失した貨物を蔵置して<u>あった保税蔵置場の許可を受けた者から当該保税蔵置場を所轄する</u>」とあるのは「亡失した特例輸出貨物について輸出の許可を受けていた者から当該輸出の許可した」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 節 児童ポルノ及び風俗を害すべき物品</p> <p>（該当物品の処理）</p> <p>69の11-3 法第69条の11第 3 項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る貨物につき自発的に次の処理をすることができる。なお、当該</p>	<p>なお、運送された貨物に重大な異常があった場合においては、到着地税関は、異常のあった貨物の品名、数量等について必要に応じ電話等をもって速やかに発送地税関に連絡するものとする。</p> <p>（運送目録の記載事項等）</p> <p>63の 2 - 7 令第55条の 4 第 1 項後段の規定に基づき、次の保税地域相互間（<u>規則第 7 条の 2</u>に該当する保税地域に限る。）の特定保税運送については、法第63条の 2 第 2 項に規定する運送目録の記載事項のうち、記号、番号、個数等必要がないと認める事項の記載を極力省略し、特定保税運送者の負担とならないよう努めることとする。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 1 節の 2 輸出申告の特例</p> <p>（特例輸出貨物に係る取扱いの準用）</p> <p>67の 5 - 1 法第67条の 5 の規定により特例輸出貨物について準用される<u>法第34条本文及び法第45条第 3 項の規定の適用については、前記34-1</u>（同項の(2)のただし書及び(4)を除く。）及び45-3 の規定に準じて取り扱うものとする。この場合において、<u>34-1</u>の(2)の本文中「外国貨物を廃棄」とあるのは「特例輸出貨物を廃棄」と、「提出」とあるのは「輸出の許可をした税関官署に提出」と、45-3 中「亡失した貨物を蔵置して<u>あった保税蔵置場の許可を受けた者から当該保税蔵置場を所轄する</u>」とあるのは「亡失した特例輸出貨物について輸出の許可を受けていた者から当該輸出の許可した」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 節 児童ポルノ及び風俗を害すべき物品</p> <p>（該当物品の処理）</p> <p>69の11-3 法第69条の11第 3 項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る貨物につき自発的に次の処理をすることができる。なお、当該</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>通知に不服がある場合は、法第 8 章の定めるところによる。</p> <p>(1) <u>法第33条</u>の規定による廃棄</p> <p>(2) 法第45条第 1 項ただし書（法第36条第 1 項、<u>第41条の 5</u>、第61条の 4、第62条の 7 及び第62条の15において準用する場合を含む）の規定による滅却</p> <p>(3)～(5) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（輸出者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69の 3 - 2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。なお、疑義貨物又は侵害物品について契約（約款を含む。）に基づきその処分の権限を有する者から(1)のイの(イ)の滅却を希望する旨申出があった場合も、同様とする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理</p> <p>イ 保税地域における廃棄又は滅却</p> <p>疑義貨物が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、輸出されないこととなる理由を記載した「輸出取りやめ届出書」（C - 5619）を提出させたうえで、原則として、税関職員の立会いの下で当該疑義貨物の廃棄又は滅却を行い、処理が行われたことを確認のうえ、認定手続を取りやめるものとする。また、疑義貨物について契約（約款を含む。）に基づきその処分の権限を有する者から(1)のイの(イ)の滅却を希望する旨申出があった場合も、同様とする。なお、<u>法第33条</u>に規定する手続又は法第45条に規定する手続は不要であるので留意する。</p> <p>ロ～ホ （省略）</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p> <p>イ 保税地域における廃棄又は滅却</p> <p>侵害物品が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が</p>	<p>通知に不服がある場合は、法第 8 章の定めるところによる。</p> <p>(1) <u>法第34条</u>の規定による廃棄</p> <p>(2) 法第45条第 1 項ただし書（法第36条第 1 項、<u>第41条の 3</u>、第61条の 4、第62条の 7 及び第62条の15において準用する場合を含む）の規定による滅却</p> <p>(3)～(5) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（輸出者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69の 3 - 2 発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。なお、疑義貨物又は侵害物品について契約（約款を含む。）に基づきその処分の権限を有する者から(1)のイの(イ)の滅却を希望する旨申出があった場合も、同様とする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 疑義貨物に係る自発的処理</p> <p>イ 保税地域における廃棄又は滅却</p> <p>疑義貨物が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、輸出されないこととなる理由を記載した「輸出取りやめ届出書」（C - 5619）を提出させたうえで、原則として、税関職員の立会いの下で当該疑義貨物の廃棄又は滅却を行い、処理が行われたことを確認のうえ、認定手続を取りやめるものとする。また、疑義貨物について契約（約款を含む。）に基づきその処分の権限を有する者から(1)のイの(イ)の滅却を希望する旨申出があった場合も、同様とする。なお、<u>法第34条</u>に規定する手続又は法第45条に規定する手続は不要であるので留意する。</p> <p>ロ～ホ （同左）</p> <p>(3) 侵害物品に係る自発的処理</p> <p>イ 保税地域における廃棄又は滅却</p> <p>侵害物品が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、廃棄又は滅却を行う旨の書面を提出させるとともに、輸出申告の撤回をさせようえで、原則として、税関職員の立会いの下で当該侵害物品の廃棄又は滅却を行うものとする。また、侵害物品について契約（約款を含む。）に基づきその処分の権限を有する者から(1)のイの(イ)の滅却を希望する旨申出があった場合も、同様とする。なお、<u>法第33条</u>に規定する手続又は法第45条に規定する手続は不要であるので留意する。</p> <p>ロ～ホ （省略） (4)～(6) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69の12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。なお、疑義貨物又は侵害物品について契約（約款を含む。）に基づきその処分の権限を有する者から(1)のイの(ロ)の滅却を希望する旨申出があった場合も、同様とする。</p> <p>(1) 認められる自発的処理 輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>(イ) <u>法第33条</u>の規定による廃棄</p> <p>(ロ) <u>法第45条第1項ただし書</u>（<u>法第36条第1項</u>、<u>第41条の5</u>、<u>第61条の4</u>、<u>第62条の7</u>及び<u>第62条の15</u>において準用する場合を含む。）の規定による滅却</p> <p>(ハ)～(ヘ) （省略）</p> <p>ロ （省略） (2)～(6) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p>	<p>保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、廃棄又は滅却を行う旨の書面を提出させるとともに、輸出申告の撤回をさせようえで、原則として、税関職員の立会いの下で当該侵害物品の廃棄又は滅却を行うものとする。また、侵害物品について契約（約款を含む。）に基づきその処分の権限を有する者から(1)のイの(イ)の滅却を希望する旨申出があった場合も、同様とする。なお、<u>法第34条</u>に規定する手続又は法第45条に規定する手続は不要であるので留意する。</p> <p>ロ～ホ （同左） (4)～(6) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69の12-2 発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。なお、疑義貨物又は侵害物品について契約（約款を含む。）に基づきその処分の権限を有する者から(1)のイの(ロ)の滅却を希望する旨申出があった場合も、同様とする。</p> <p>(1) 認められる自発的処理 輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>(イ) <u>法第34条</u>の規定による廃棄</p> <p>(ロ) <u>法第45条第1項ただし書き</u>（<u>法第36条第1項</u>、<u>第41条の3</u>、<u>第61条の4</u>、<u>第62条の7</u>及び<u>第62条の15</u>において準用する場合を含む。）の規定による滅却</p> <p>(ハ)～(ヘ) （同左）</p> <p>ロ （同左） (2)～(6) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（災害等による手数料の還付手続）</p> <p>102の2-2 法第102条の2第1項及び手数料令第13条の2第1項の規定による手数料の還付手続は、次による。</p> <p>(1) 手数料令第13条の2第1項に規定する書面は「救援品等についての手数料還付申請書」（C-8060）とし、2通（原本、交付用）に当該貨物が対象貨物であることを証する書類及び還付を申請する手数料を納付していることを証する書類を添えて、当該手数料を納付した税関官署の収納部門へ提出することを求める。</p> <p>(2) 上記(1)に規定する「当該貨物が対象貨物であることを証する書類」とは、次に掲げる書類とする。ただし、これらの書類以外の書類であって、税関長がこれらの書類に替わるものとして認めるに足る書類については、便宜これを認めて差し支えない。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 対象貨物が法第102条の2第1項第2号に規定する貨物である場合には、当該貨物が災害等が発生した場合に保税地域に置かれていたことを証する次のいずれかの書類</p> <p>(イ) （省略）</p> <p>(ロ) <u>法第34条</u>に規定する帳簿の写し（貨物の蔵置場所及び搬出入の事実が明確であり、当該保税地域の管理者の氏名を記載したものであること。）</p> <p>なお、当該帳簿の写しの添付は、「救援品等についての手数料還付申請書」の「貨物の蔵置場所」の欄に、当該保税地域の管理者の氏名を記載することにより、これに替えることができる。</p> <p>(ハ)及び(ニ) （省略）</p> <p>(3)及び(4) （省略）</p>	<p>（災害等による手数料の還付手続）</p> <p>102の2-2 法第102条の2第1項及び手数料令第13条の2第1項の規定による手数料の還付手続は、次による。</p> <p>(1) 手数料令第13条の2第1項に規定する書面は「救援品等についての手数料還付申請書」（C-8060）とし、2通（原本、交付用）に当該貨物が対象貨物であることを証する書類及び還付を申請する手数料を納付していることを証する書類を添えて、当該手数料を納付した税関官署の収納部門へ提出させる。</p> <p>(2) 上記(1)に規定する「当該貨物が対象貨物であることを証する書類」とは、次に掲げる書類とする。ただし、これらの書類以外の書類であって、税関長がこれらの書類に替わるものとして認めるに足る書類については、便宜これを認めて差し支えない。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 対象貨物が法第102条の2第1項第2号に規定する貨物である場合には、当該貨物が災害等が発生した場合に保税地域に置かれていたことを証する次のいずれかの書類</p> <p>(イ) （同左）</p> <p>(ロ) <u>法第34条の2</u>に規定する帳簿の写し（貨物の蔵置場所及び搬出入の事実が明確であり、当該保税地域の管理者の氏名を記載したものであること。）</p> <p>なお、当該帳簿の写しの添付は、「救援品等についての手数料還付申請書」の「貨物の蔵置場所」の欄に、当該保税地域の管理者の氏名を記載することにより、これに替えることができる。</p> <p>(ハ)及び(ニ) （同左）</p> <p>(3)及び(4) （同左）</p>